（平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価）

**第四条の二**　国土交通大臣は、第二条の自動車のＪＣ０八モード燃費値及びＷＬＴＣモード燃費値について、乗用車判断基準告示１―１（７）の表の左欄に掲げる車両重量の区分に応じ、平成三十二年度基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示１―１（７）の表の右欄に掲げる数値をいい、第五条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第四号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいい、同項第三号に掲げる自動車については、当該数値に〇・七八を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（ＪＣ〇八モード燃費値又はＷＬＴＣモード燃費値を平成三十二年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。

（公表）

**第五条**　国土交通大臣は、評価が行われている自動車（特定改造自動車及び特定輸入自動車を除く。）について、次項で定める自動車の種別ごとに、次の各号に掲げる項目を、インターネット等により公表するものとする。

一～十五　（略）

２・３　（略）

別表一（第三条関係）

| 第二条第一号に掲げる自動車及び同条第二号に掲げる特定輸入自動車 | 乗用車判断基準告示１―１（１）及び（２）並びに貨物車判断基準告示１―１（１）の各表の左欄に掲げる区分 |
|---|---|
| 特定改造自動車のうち改造自動車燃費算定告示別表一第一号の左欄に掲げるもの | 乗用車判断基準告示１―１（１）の表の左欄に掲げる車両重量の区分 |
| 特定改造自動車のうち改造自動車燃費算定告示別表一第三号の左欄に掲げるもの | 乗用車判断基準告示１―１（２）の表の左欄に掲げる車両重量の区分 |
| 特定改造自動車のうち改造自動車燃費算定告示別表一第四号から第六号までの左欄に掲げるもの | 貨物車判断基準告示１―１（１）の表の左欄に掲げる区分 |

別表二（第四条関係）

| 第二条第一号に掲げる自動車及び同条第二号に掲げる特定輸入自動車 | 乗用車判断基準告示１―１（３）から（６）まで及び貨物車判断基準告示１―１（２）から（４）までの各表の左欄に掲げる区分 |
|---|---|
| 特定改造自動車のうち改造自動車燃費算定告示別表二第一号の左欄に掲げるもの | 乗用車判断基準告示１―１（３）の表の左欄に掲げる車両重量の区分 |
| 特定改造自動車のうち改造自動車燃費算定告示別表二第二号の左欄に掲げるもの | 乗用車判断基準告示１―１（４）の表の左欄に掲げる車両重量の区分 |
| 特定改造自動車のうち改造自動車燃費算定告示別表二第三号から第五号までの左欄に掲げるもの | 貨物車判断基準告示１―１（２）の表の左欄に掲げる区分 |

（平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベルの評価）

**第四条の二**　国土交通大臣は、第二条の自動車のＪＣ〇八モード燃費値及びＷＬＴＣモード燃費値について、乗用車判断基準告示１―１（７）の表の左欄に掲げる車両重量の区分に応じ、平成三十二年度基準エネルギー消費効率（乗用車判断基準告示１―１（７）の表の右欄に掲げる数値をいい、次条第二項第二号に掲げる自動車及び同項第四号に掲げる自動車（軽油を燃料とするものに限る。）については、当該数値に一・一を乗じた値をいい、同項第三号に掲げる自動車については、当該数値に〇・七八を乗じた値をいう。以下同じ。）に対する達成レベル（ＪＣ〇八モード燃費値又はＷＬＴＣモード燃費値を平成三十二年度基準エネルギー消費効率で除したものに百を乗じて、小数点以下一位を切り捨てて得た値。以下「平成三十二年度燃費基準達成・向上達成レベル」という。）を算定することにより評価を行うものとする。

（公表）

**第五条**　国土交通大臣は、評価が行われている自動車（特定改造自動車を除く。）について、次項で定める自動車の種別ごとに、次の各号に掲げる項目を、インターネット等により公表するものとする。

一～十五　（略）

２・３　（略）

別表一（第三条関係）

| 第二条第一号に掲げる自動車 | 乗用車判断基準告示１―１（１）及び（２）並びに貨物車判断基準告示１―１（１）の各表の左欄に掲げる区分 |
|---|---|
| 特定改造自動車のうち燃費算定告示別表一第一号の左欄に掲げるもの | 乗用車判断基準告示１―１（１）の表の左欄に掲げる車両重量の区分 |
| 特定改造自動車のうち燃費算定告示別表一第三号の左欄に掲げるもの | 乗用車判断基準告示１―１（２）の表の左欄に掲げる車両重量の区分 |
| 特定改造自動車のうち燃費算定告示別表一第四号から第六号までの左欄に掲げるもの | 貨物車判断基準告示１―１（１）の表の左欄に掲げる区分 |

別表二

| 第二条第一号に掲げる自動車 | 乗用車判断基準告示１―１（３）から（６）まで及び貨物車判断基準告示１―１（２）から（４）までの各表の左欄に掲げる区分 |
|---|---|
| 特定改造自動車のうち燃費算定告示別表二第一号の左欄に掲げるもの | 乗用車判断基準告示１―１（３）の表の左欄に掲げる車両重量の区分 |
| 特定改造自動車のうち燃費算定告示別表二第二号の左欄に掲げるもの | 乗用車判断基準告示１―１（４）の表の左欄に掲げる車両重量の区分 |
| 特定改造自動車のうち燃費算定告示別表二第三号から第五号までの左欄に掲げるもの | 貨物車判断基準告示１―１（２）の表の左欄に掲げる区分 |

附　則

この告示は、平成三十年八月一日から施行する。